

平成30年3月29日
在フランクフルト日本国総領事館

平成30年度旅券手数料及び領事手数料について

平成30年4月1日から、旅券や各種証明関係等の領事手数料が下記のとおり改正されますのでお知らせ致します。

記

平成30年度旅券手数料及び領事手数料

※（）内数字は平成29年度手数料

1 旅券関係

○ 一般旅券の発給（10年有効旅券）	129ユーロ（131ユーロ）
○ 同上（5年有効旅券）	89ユーロ（90ユーロ）
○ 同上（5年有効旅券・12歳未満）	48ユーロ（49ユーロ）
○ 限定・記載事項変更旅券の発給	48ユーロ（49ユーロ）
○ 一般旅券の査証欄の増補	20ユーロ（20ユーロ）
○ 帰国のための渡航書の発給	20ユーロ（20ユーロ）

2 各種証明関係

○ 在留証明	10ユーロ（10ユーロ）
○ 出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	10ユーロ（10ユーロ）
○ 署名又は印章の証明（その他のもの）	14ユーロ（14ユーロ）
○ その他（自動車運転免許証等）の証明	17ユーロ（17ユーロ）

3 その他

（1）申請の受付から交付までの間に年度をまたぐ場合は、申請日時点での手数料額となります。

【例】一般旅券（10年有効旅券）を3月29日に申請し4月5日に交付を受ける場合は平成29年度の額（131ユーロ）となります。

（2）本件に関するお問い合わせは、当館領事部までお願いします。

以上